

東 調 業 発 第 3 8 号
平成 2 9 年 3 月 1 3 日

会 員 各 位

東京土地家屋調査士会
会 長 小 沢 宏 (印略)

**「オンライン登記申請に関する相談運営規程」及び「基本三角点等に基づく測量に関する相談運営規程」
の制定について（お知らせ）**

このたび本会では、標記両相談制度に関する運営規程を制定いたしましたので、今後、当該両相談制度を利用される場合には、別紙規程内容に基づき申込み対応等をいただけますよう、お知らせ致します。

オンライン登記申請に関する相談運営規程

（目的）

第1条 この規程は、不動産登記法第18条第1号の法務省令で定めるところによる電子情報処理組織による登記申請（以下「オンライン登記申請」という。）を円滑に遂行するために、東京土地家屋調査士会（以下「本会」という。）が実施する、オンライン登記申請に関する相談の運営並びにその相談を受ける相談担当者（以下「相談担当者」という。）の選任及び職務等につき、必要な事項を定めることを目的とする。

（選任及び任期）

第2条 本会は、相談担当者として各支部から2名以内を選任するものとする。

2 前項の選任にあたって必要があるときは、支部長に適任者の推薦を求めることができるものとする。

3 相談担当者の任期は、原則として選任した会長の任期と同一とする。

4 本会は、相談担当者が本会の会員でなくなったときは、その日をもってその任を解き、新たな相談担当者を選任するものとする。

5 本会は、相談担当者から辞任の申出もしくは必要があると判断した場合には、その任を解き、新たな相談担当者を選任するものとする。

（職 務）

第3条 相談担当者は、会員からなされたオンライン登記申請に関する相談を、本会与連携して対応し、相談者に必要な助言等を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 相談担当者もしくは相談担当者であった者は、相談業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（相談方法）

第5条 相談を希望する会員は、所属する支部の相談担当者に相談の申し込みを行うものとする。

（担当者会同）

第6条 本会は必要があると判断した場合には相談担当者会同を開催することができるものとする。

（その他の事項）

第7条 この規程に定めのない事項については、理事会が別に定めるところによる。

附 則

（施行期日）

1. この規程は、平成29年3月10日第12回定例理事会において制定し、同日から施行する。

（特例措置）

1. この規程の施行日前に既に選任を受けている相談担当者の任期は、第2条第3項の規定にかかわらず、平成31年に開催される定時総会までとする。

基本三角点等に基づく測量に関する相談運営規程

(目的)

第1条 この規程は、基本三角点等に基づく測量を円滑に遂行するために、東京土地家屋調査士会（以下「本会」という。）が実施する、基本三角点等に基づく測量に関する相談の運営並びにその相談を受ける相談担当者（以下「相談担当者」という。）の選任及び職務等につき、必要な事項を定めることを目的とする。

(選任及び任期)

第2条 本会は、相談担当者として各ブロックから2名以内を選任するものとする。

- 2 前項の選任にあたって必要があるときは、ブロック長に適任者の推薦を求めることができるものとする。
- 3 相談担当者の任期は、原則として選任した会長の任期と同一とする。
- 4 本会は、相談担当者が本会の会員でなくなったときは、その日をもってその任を解き、新たな相談担当者を選任するものとする。
- 5 本会は、相談担当者から辞任の申出もしくは必要があると判断した場合には、その任を解き、新たな相談担当者を選任するものとする。

(職 務)

第3条 相談担当者は、会員からなされた基本三角点等に基づく測量に関する相談を、本会と連携して対応し、相談者に必要な助言等を行うものとする。

(守秘義務)

第4条 相談担当者もしくは相談担当者であった者は、相談業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(相談方法)

第5条 相談を希望する会員は、別紙様式をもって本会に相談の申し込みを行うものとする。

(担当者会同)

第6条 本会は必要があると判断した場合には相談担当者会同を開催することができるものとする。

(その他の事項)

第7条 この規程に定めのない事項については、理事会が別に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1. この規程は、平成29年3月10日第12回定例理事会において制定し、同日から施行する。

(特例措置)

1. 平成28年度に選任された相談担当者の任期は、第2条第3項の規定にかかわらず、平成31年に開催される定時総会までとする。

基本三角点等に基づく測量に関するお問合せ用紙

年 月 日

支 部		会員氏名	
TEL		FAX	E-mail 等が無い場合はその旨を記入してください。
E-mail			
問 合 せ 内 容	<input type="checkbox"/> 「資料収集」について <input type="checkbox"/> 「配点」「平均計画図」について <input type="checkbox"/> 「観測方法」について <input type="checkbox"/> その他 ()		
	《 詳 細 》		
対象地域	※測量対象市区町村を記入してください。		
添付資料	<input type="checkbox"/> 網図 <input type="checkbox"/> 成果表 <input type="checkbox"/> 点の記 <input type="checkbox"/> 平均計画図 <input type="checkbox"/> その他 ()		

《 注意事項 》

1. 回答にかかる時間等については、問合せ内容によって異なります。
2. 問合せ受付順のとおり回答できるとは限りませんので、ご了承ください。
3. 問合せの内容によっては、本会から詳細を確認させていただくこともあります。
4. この用紙をもって問合せを行った場合、本注意事項について同意があったものとみなします。

※ 本用紙に必要事項を記入の上、関係資料を添えて、E-mail (info@tokyo-chousashi.or.jp) 又は FAX (03-3295-4770) により、本会事務局までご連絡ください。